

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第13号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年2月20日（月） 09時25分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町古仁屋港北西方沖 瀬戸内町所在のオネン埼灯台から真方位190° 1,700m付近 （概位 北緯28° 11.3′ 東経129° 14.6′）
事故等調査の経過	平成24年2月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート 白金丸、2.6トン KG3-30266（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船底部に亀裂
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場を移動するために瀬戸内町加計呂麻島のデリキヨンマ埼東方沖を船首約0.5m、船尾約0.8mの喫水及び約5ノットの対地速力で手動操舵により北進中、平成24年2月20日09時25分ごろ浅礁に乗り揚げた。 船長及び同乗者は、船長が手配した海上タクシーに救助され、本船は、海上保安庁の巡視船により古仁屋港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。 船長は、デリキヨンマ埼東方沖で何度か釣りを行ったことがあったので、岩や浅礁が点在していることを知っており、本事故当時、航行方向を見て浅礁を避けたつもりであったが、避けていなかった。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、デリキヨンマ埼東方沖を北進中、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、浅礁に向かっていくことに気付かずに航行し、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、デリキヨンマ埼東方沖を北進中、船長が、見張

	<p>りを適切に行っていなかったため、浅礁に向かっていることに気付かずに航行し、浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 岩と浅礁が点在する水域を航行する場合には、見張りを適切に行うこと。